

昇

進やボーナスの増加などにより税込みの年収が増えても、手取りはあまり変わっていないと感じるサラリーマンは少なくないだろう。

下のグラフは、モデル世帯において税・社会保険料に児童手当の有無も考慮し、年収100万円の増加に対する広義の限界税率を試算したものである。100%から限界税率を引いた残りが手取りの増加分となる。年収300万〜600万円の範囲では、年収100万円増に対する限界税率は20%台だが、年収が700万円から800万円に増加する際には40%弱まで跳ね上がる。このあたりから、手取りの増加を実感しにくくなるのではないか。

極端なのは、年収が900万円から1000万円に増加するとき。この際の限界税率はなんと51.89%。100万円の年収増に対して手取りの増加は48・11万円と半分以下だ。これは、児童手当の所得制限ラインをまたぎ、子どもが2人いる世帯で給付額が14万円も減るためだ（臨時増額分を含む）。児童手当の所得制限ラインを越

負担増の分水嶺 サラリーマンを悩ます 年収1000万円の壁

数字は語る

大和総研金融調査部
研究員
是枝俊悟

51.89%

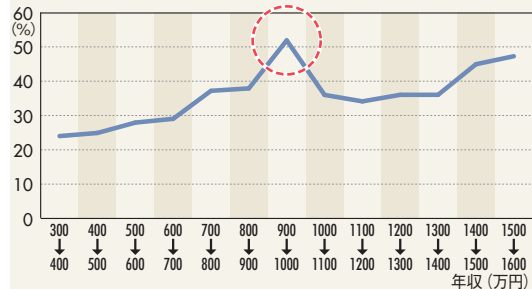
社会保険料等を含む限界税率

年収が900万円から1000万円に増加したときの広義の限界税率(片働き4人世帯の給与所得者、2014年)

えた後は、限界税率はいったん40%弱に下がり、また上昇に転じる。本来ならば、限界税率は年収の増加に応じて少しずつ上昇する形にすべきものだが、児童手当の所得制限がそれを歪めている。

年収の増加分の半分以上も持つていかれるとすると、昇進への期待や勤労意欲もそがれよう。年収1000万円というのは、サラリーマンにとってある種の「目標」としても意識されるだけに、この前後で急激に負担が増えることがないよう、歪みのない税・社会保障制度が望まれる。

年収100万円増に対する広義の限界税率(2014年)



*大和総研による試算。年収100万円の増加に対し手取りの増加とならない金額の割合を「広義の限界税率」とし、社会保険料の増加、児童手当の減少も限界税率に含む。夫婦のうち一方が働き、3歳以上中学生以下の子ども2人の4人世帯を前提とした